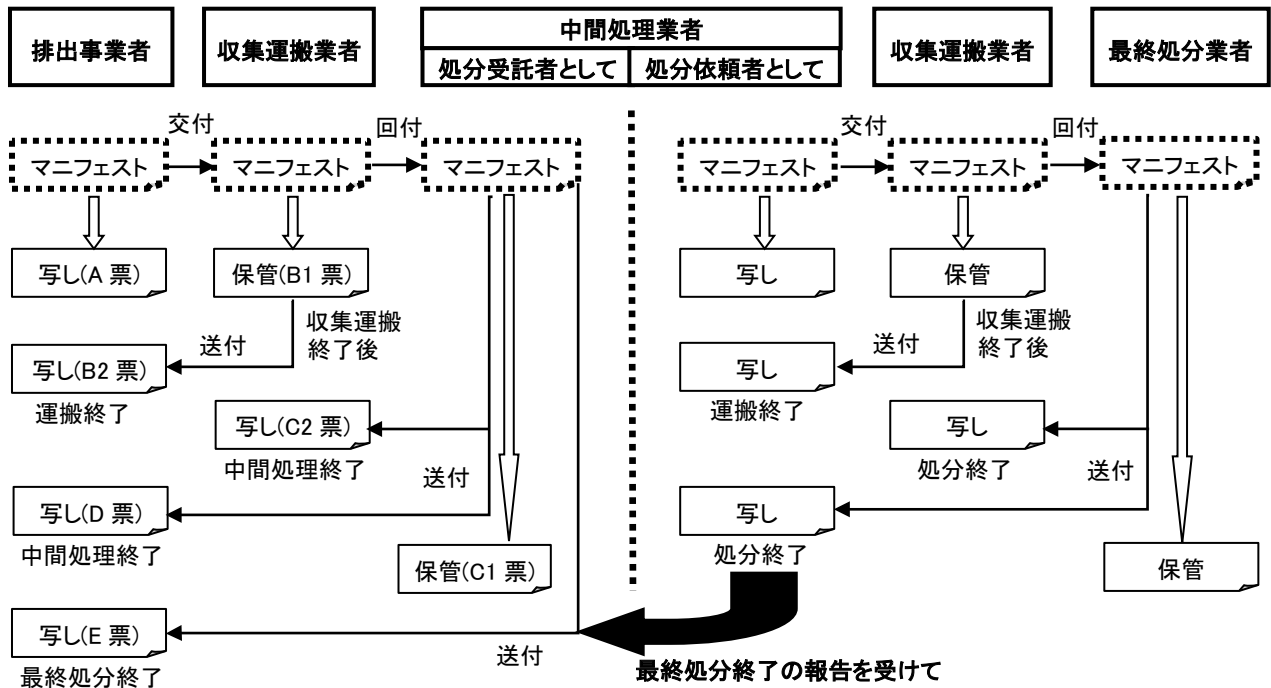


産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度について

産業廃棄物管理票制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対してマニフェストを交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度です。

産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の流れ（例）



1 排出事業者

- 産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者（処分のみの委託の場合は、処分受託者）にマニフェストを交付する。

2 運搬受託者

- 運搬終了後、必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者にマニフェストの写し（B2票）を送付する。
- 処分受託者にマニフェストを回付する。

3 処分受託者

- 処分終了後、必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者にマニフェストの写し（D票）を送付する。マニフェストが運搬受託者により回付されたものであるときは、処分終了後、運搬受託者にもマニフェストの写し（C2票）を送付する。
- 中間処理業者は、最終処分が終了した旨が記載された2次マニフェストの写しの送付を受けたときは、排出事業者から交付又は運搬受託者から回付されたマニフェスト（E票）に最終処分が終了した旨を記載し、管理票交付者に10日以内にその写し（E票）を送付する。

◎ マニフェストの保存期間は、交付した日又は送付を受けた日から5年間

電子マニフェストシステムについて

- ◆ 運搬又は処分終了日から3日以内に必要事項を入力して情報処理センターに報告
- ◆ マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年間は常時確認可能）
- ◆ マニフェスト情報をダウンロードして廃棄物処理法で定める帳簿の作成に活用
- ◆ 優良産廃処理業者認定制度の審査基準の必須項目



電子マニフェストには、事務処理の効率化、記載漏れの防止による法令遵守などのメリットがあります。

詳しくは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターJWNETのWEBページで <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

処分受託者の記載事項（法施行規則第8条の24、第8条の26）

- (1) 氏名又は名称（及び受領印）
- (2) 処分を担当した者の氏名
- (3) 処分を終了した年月日
- (4) 最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日（★）

★「最終処分」とは埋立処分、海洋投入処分又は再生をいうことから、中間処理後に一部分が再生され、その余の部分が埋立処分等される場合には、再生処理施設と最終処分場の両方を記載する。

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

産業廃棄物管理票									
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名				
事業者	氏名又は名称			事業場	名称				
	住所 〒				所在地 〒				
	電話番号				電話番号				
産業廃棄物	種類				数量	荷姿			
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）								
最終処分の 場所	所在地								
運搬受託者	氏名又は名称			積替え又は 保管	所在地 〒				
	住所 〒				電話番号				
	電話番号								
処分受託者	氏名又は名称			積替え又は 保管	所在地 〒				
	住所 〒				電話番号				
	電話番号								
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領印 ㊟	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量			
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		受領印 ㊟	処分終了年月日	平成 年 (3) 月 日	最終処分終了 年月日	平成 年 (4) 月 日		
最終処分を 行った場所	所在地 (4)								

産業廃棄物処分業者の記載事項 (1) ~ (4)

中間処理業者の場合 (4) 最終処分が終了したことを 2次マニフェストで確認のうえ記載

※ 再生の場合における「最終処分を終了した年月日」とは、実際に有償売却された年月日ではなく、中間処理をして産業廃棄物を客観的に売却できる性状の物とした年月日となります。

(記載上の注意)
 1 日本工業規格に定める記号を使用すること。
 2 余白は、必要に応じて適宜に記入すること。
 3 「数量」は、産業廃棄物の種類ごとに、数量を記載すること。
 4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

マニフェストに関する罰則

マニフェストの未記載（記載漏れ）、虚偽記載、保存義務違反など、マニフェストに係る義務違反には、罰則が定められています。

さらに、不適正処理が行われた場合、措置命令（法第19条の5第1項）を受けることがあり、措置命令に従わない場合は、刑事処分（5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科（法第25条第1項第5号））の対象となります。

管理票交付者にマニフェストの写しを送付せず、又は規定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして送付した運搬受託者	措置命令・懲役又は罰金（法第27条の2第2号）
処分受託者にマニフェストを回付しなかった運搬受託者	措置命令・懲役又は罰金（法第27条の2第3号）
管理票交付者にマニフェストの写しを送付せず、又は規定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして送付した処分受託者	措置命令・懲役又は罰金（法第27条の2第4号）
マニフェスト又はその写しを保存しなかった管理票交付者、運搬受託者、処分受託者	措置命令・懲役又は罰金（法第27条の2第5号）
マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた運搬受託者又は処分受託者	措置命令・懲役又は罰金（法第27条の2第7号）
受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、虚偽の記載をしてマニフェストを送付した運搬受託者又は処分受託者	措置命令・懲役又は罰金（法第27条の2第8号）

☆マニフェストは産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するための制度です☆